



担	鳥取労働局労働基準部 健康安全課長 西尾 克美 地方産業安全専門官 西村 巧
当	電話 0857-29-1704

第 12 次労働災害防止推進計画を策定

(平成 25 年度から 5 カ年の中期計画)

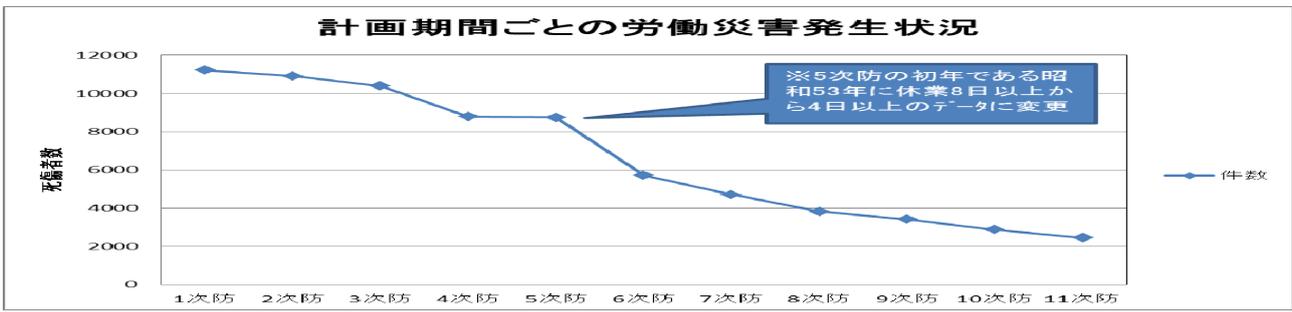
労働災害の防止を図るには、労使など関係者が一体となって、対策を総合的かつ計画的に実施することが必要であるため、労働安全衛生法第 6 条では、「厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害防止のための主要な対策に関する事項を定めた計画を策定しなければならない。」となっています。

この労働災害防止計画については、昭和 33 年に第 1 次の 5 カ年計画が示され、昨年度までは、第 11 次の計画に基づく対策を展開してきたところであります。

厚生労働省では、平成 25 年度を初年度とする第 12 次労働災害防止計画を平成 25 年 2 月 25 日に策定し、これを受けて、都道府県労働局においては、それぞれの管内事情に適した形で計画を策定することとしており、鳥取労働局(局長矢澤由宗)においては、去る 6 月 3 日に開催した鳥取地方労働審議会労働災害防止部会(衣川益弘部会長)における各委員の意見を踏まえた上で、本年 6 月 18 日に「第 12 次労働災害防止推進計画」を策定しました。

鳥取労働局では、昭和 33 年以来、これまで 11 次にわたって労働災害防止推進計画を策定し、数値目標を設定して種々の対策を強力に推進してきたところであり、その結果、第 1 次計画(昭和 33 年～昭和 37 年)期間の休業 8 日以上 の死傷者数は、計 11,220 人でしたが、第 11 次計画(平成 20 年～平成 24 年)期間の休業 4 日以上の死傷者数は、計 2,452 人と大幅に減少してきております。

平成 25 年度からスタートするこの第 12 次計画(平成 25 年度～平成 29 年度)では、就労者が増加している第三次産業(社会福祉施設、小売業、飲食店)を最重点業種としたほか、全体の数値目標に加えて重点対策ごとに数値目標を定め、達成状況を踏まえた対策を展開する内容となっています。



計画が目指す社会

「働くことで生命が脅かされたり、健康が損なわれるようなことは、本来あってはならない」

全ての関係者（国、労働災害防止団体、労働者を雇用する事業者、作業を行う労働者、仕事を発注する発注者、仕事によって生み出される製品やサービスを利用する消費者など）が、この意識を共有し、安全や健康のためのコストは必要不可欠であることを正しく理解し、それぞれが責任ある行動を取ることにより、「**誰もが安心して健康に働くことができる社会**」を目指します。

計画の全体目標（鳥取労働局）

死亡者数について（暦年5年間の比較）

第12次労働災害防止推進計画期間（平成25年度～平成29年度）は、第11次の計画期間（平成20年度～平成24年度）と比して15%以上の減少

死傷者数について（平成29年と平成24年の比較）

平成29年は、平成24年と比して15%以上の減少

（これを達成するため、平成25年は3%、平成26年は6%、平成27年は9%、平成28年は12%以上の減少を目標とする。）

鳥取労働局の計画の特徴（全国との相違点）

全体数値目標の死亡者数は、5年間の延べ人数で比較（全国は平成29年と平成24年の比較）

林業を重点業種に追加

製造業は死傷者数の減少対象業種（全国では、製造業は死亡者数の減少対象業種）

〈 参 考 〉

鳥取地方労働審議会労働災害防止部会について

公労使各3名の委員で構成し、部会長は衣川益弘氏（鳥取環境大学 名誉教授）

労働安全衛生法第6条（抜粋）について

労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（抄）

第2章 労働災害防止計画

（労働災害防止計画の策定）

第6条 厚生労働大臣は、労働政策審議会の意見をきいて、労働災害の防止のための主要な対策に関する事項その他労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画（以下「労働災害防止計画」という。）を策定しなければならない。

鳥取労働局ホームページへのリンクについて

「第12次労働災害防止推進計画」は、次のURLでご覧になれます。

http://tottori-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/news_topics/topics/_114621/_119039.html